

【公報種別】実用新案法第14条の2の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】第4部門第2区分

【発行日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【登録番号】実用新案登録第3212718号(U3212718)

【訂正の登録日】令和1年8月23日(2019.8.23)

【登録公報発行日】平成29年9月28日(2017.9.28)

【出願番号】実願2017-3241(U2017-3241)

【国際特許分類】

*E 04 F 15/02 (2006.01)*

【F I】

E 04 F 15/02 102K

E 04 F 15/02 102B

【訂正書】

【提出日】令和1年7月3日(2019.7.3)

【訂正の目的】実用新案登録請求の範囲の減縮

【訂正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

マトリックス母材となる樹脂として塩化ビニルを含む纖維強化樹脂112のファイバーで織られた畳表110を、畳床130のおもて面に組み合わせ、前記畳表110のサイドを前記畳床130の側面に折り返した状態で前記畳表110と前記畳床130とを接着してなる畳。

【請求項2】

請求書1に記載の畳において、  
前記畳表110と前記畳床130との間にはクッション性を持たせる不織布シート140が介装されている畳。